

重要事項説明書 及び 居宅サービス契約書

医療法人社団 山本内科クリニック
たんぽぽ訪問看護ステーション

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 山本内科クリニック たんぽぽ訪問看護ステーション		
所在地	横浜市中区本牧町 2-364 歯科ビル1階		
介護保険事業所番号	訪問看護 予防訪問看護 第 1460490052 号		
管理者及び連絡先	管 理 者	連 絡 先	サービス提供地域
	瀧田 智子	045-629-6531	中区・磯子区東町・南区唐沢

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	訪問看護管理、運営、相談等	1 名
サービス提供者:看護師	訪問看護	6 名(常勤 3 名 非常勤 3 名)

3 サービス提供時間

サービス種類	平 日	土 曜 日	休 祭 日
訪問看護	9:30~17:00	9:30~12:00	

(注)木曜、日曜及び祝日、年末年始(12/29~1/3)は「休祭日」の扱いとなります

4 利用料金

一介護保険利用料金一覧表 (訪問看護・介護予防訪問看護)一 *詳しくは別紙料金表参照

【保険単位と基本利用料】				
	訪問看護	介護予防訪問看護	早朝 6～8 時 夜間 18～22 時 25%加算	深夜 22～6 時 50%加算
訪問看護Ⅰ 1 (20 分未満)	314 単位/1回	303 単位/1 回	左記単位数の 25% 増し 緊急対応2回/月以 降から	左記単位数の 50% 増し 緊急対応 2 回/月 以降から
訪問看護Ⅰ 2 (30 分未満)	471 単位/1 回	451 単位/1 回		
訪問看護Ⅰ 3 (30 分以上～60 分未満)	823 単位/1 回	794 単位/1 回		
訪問看護Ⅰ 4 (60 分以上～90 分未満)	1, 128 単位/1 回	1, 090 単位/1 回		
特別管理加算Ⅱ	250 単位/月	在宅酸素利用 自己導尿 等		
特別管理加算Ⅰ	500 単位/月	在宅悪性腫瘍患者管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用 留置カテーテル使用 等		
長時間訪問看護加算	300 単位/1回	特別管理加算の対象者。ケアプランに位置づけられていること 90 分以上サービスを提供した場合		
複数名訪問看護加算 Ⅰ またはⅡ	30 分未満(看護師の場合)254 単位/1 回 30 分以上(看護師の場合)402 単位/1 回			
初回加算Ⅰ	350 単位/1回	新規契約時(退院日訪問)		
初回加算Ⅱ	300 単位/1回	新規契約時(退院日訪問以降)		

退院時共同指導加算	600 単位/回	入院中に医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行う
ターミナルケア加算	2500 単位	在宅での看取りを行ったとき(死亡月)予防訪問看護算定不可
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574 単位/月	24 時間連絡体制の訪問看護サービスを希望時 □希望する □希望しない

＊上記単位数に地域区分を乗じた金額の1割・2割・3割が利用者負担金となります
(介護保険負担割合証にて確認致します)

地域区分(横浜市・・・2級地 11.12 円)保険単位数に乘ずる
上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。
居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が(10 割)を支払い、後市町村に対して保険給分(9 割)を請求することになります。

＊緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナル加算・は区分支給限度基準額の対象外となります
＊准看護師の訪問時・・・利用料金が 90/100 となります

【その他の利用料金】

利用者の都合により、通常サービス提供時間(ケアプラン)の範囲を超える保険外の費用	超過時間に対し保険の 10 割負担 (上記介護保険単位数参照)
永眠時のケア(死後の処置)・・・希望時	15,000 円
キャンセル料(緊急を除く) サービス利用前日 5 時までに連絡がなかった場合	介護保険利用者負担金額同額
保険請求不可能日の訪問希望時(退院日等)	介護保険料に準じる(10 割)
介護保険支給限度額を超える利用料金は全額自己負担となります(10 割)	
交通費:通常のサービス提供地域(中区・磯子区東町・南区唐沢)以外については、所定の交通費を頂きます。通常の事業の実施地域をこえたところから公共機関を利用した実費を徴収する。なお自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。通常の事業地域を超えた所から 片道分を 1kmあたり 100 円	

＊利用者の病状により、医療保険への変更を行う場合があります。
(病状悪化のため、頻回な訪問が必要と主治医が判断した時)

一医療保険利用料金一覧表一

利用者が提示する被保険者証等で確認します

後期高齢者		1～3割(保険証での確認となります)	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1～3割(保険証で確認)
		一般	3割

* 受給者証の種類により公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります

【訪問看護療養費】

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
(週3日まで 5,550 円又は 5,050 円×訪問日数)	
末期がん、神経難病等の利用者(厚生労働大臣が定める疾病等の利用者)については、上記に加え (6,550 円又は 6,050 円(週4日目以降1日につき)×訪問日数	
* 一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受け場合、指示の日 から14日以内に行った指定訪問看護については、14 日を限度として算定	
・ 月1回に限る。	
(次の厚生労働大臣が定める患者については月2回まで)	
・ 1 気管カニューレを使用している利用者	
・ 2 真皮を超える褥瘡の状態にある利用者	
+	
難病等複数回訪問加算	(4,500 円×2 回訪問日数・8,000 円×3 回訪問日数)
緊急訪問看護加算	(月 14 日目まで 2,650 円、月 15 日目以降 2,000 円)
長時間訪問加算(90 分超える場合)	(週1回につき 5,200 円)
複数名訪問看護加算	(週 1 回につき 4,300 円または 3,800 円)看護師の場合 (週 3 回につき 3,000 円)看護補助者の場合
+	
訪問看護管理療養費(1 日につき)	
(初日は 7,670 円 2 日目以降 3, 000×訪問日数)	
24 時間対応体制加算	希望者のみ (6、520 円)月
☐ 希望する	☐ 希望しない
重症者管理加算 (2,500 円、重症度の高い利用者については 5,000 円)月 介護保険と同様	
訪問看護ベースアップ評価料(780 円)月	
退院時共同指導加算	(8、000 円)
特別指導加算の状態の利用者の場合 (8,000+2,000 円)	
退院支援指導加算	(6,000 円)
在宅患者連携指導加算	(3,000 円)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	(2,000 円)
+	
訪問看護情報提供療養費	(1,500 円)
+	
訪問看護ターミナル療養費	(25,000 円)

* 夜間・早朝訪問加算(2,100 円)……夜間(18 時～22 時) 早朝(6 時～8 時)

* 深夜訪問看護加算(4,200 円)……深夜(22 時～翌 6 時)

【医療保険適応外料金】

通常サービス提供時間(90分)範囲を超える保険外の費用 として介護保険料に準じる	((30分毎 5,000円))
週4回目以降(3回まで保険適応)の訪問を希望される場合 (末期がん・神経難病等の利用者以外)	(1回につき 9,500円)
日4回目以降の訪問(3回/日までは保険適応)	(1回につき 8,000円)
休日に訪問看護の希望をされた場合	(1日につき 2,000円)
永眠時のケア(死後の処置)を希望された場合	(15,000円)
キャンセル料(緊急時を除く) サービス利用前日5時までに連絡がなかった場合	医療保険利用者実費に準ずる
交通費	440円/1回訪問につき

お支払いの方法

自己負担金は、現金(山本内科クリニック受付)、又は下記振り込みにてお支払頂きます。
(利用月の翌月15日前後に請求書を発送致します。)

横浜銀行 本牧支店 普通 1309598

横浜信用金庫 本牧支店 普通 428568

*振込み手数料は、ご負担していただきます。

5 サービス利用の中止

利用者がサービスの利用の中止を希望する際には、前日5時までに、ご連絡下さい。

当日、急なキャンセルの場合、料金が発生する場合があります。

(連絡先)(電話):045-629-6531

*自然災害時(地震 水害時)やスタッフの感染症発生時(インフルエンザ等)は事業所側からサービス
キャンセル又は、時間の変更などの相談をさせて頂く事がございます。

6 当社のサービス方針等

サービスに係わる全ての事業者・医師等と連携を十分にとり、真心をこめたサービスを提供いたします。

7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、
救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	病院名:	主治医:
	連絡先	
緊急連絡先	① 氏名	連絡先:
	② 氏名	連絡先:
	③ 氏名	連絡先:
ケアマネージャー	事業所名:	担当者氏名
	連絡先:	
その他		

8 非常災害等

状況に応じ、安否の確認等を行います。(電話・訪問など)

ただし、事業所の存続が不可能・またスタッフも安否が確認できない時は
安否の確認、援助が出来ないこともあります。

*ご家族と災害時の連絡方法なども再度確認しておきましょう

*最低1週間の服薬、必要な医療物資などの確保、水・食糧と一緒に準備しましょう
独居、医療依存度の高い利用者様を、優先させていただきます。

9 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 お客様相談コーナー	電話番号 045-629-6531 FAX 番号 045-629-6508 相談員(責任者) 管理者 対応時間 営業日(月・火・水・金)9:00～17:00 (土)9:00～12:00
-------------------	--

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市 はまふくコール	横浜市介護事業所・高齢者施設等 苦情相談コールセンター 045-263-8084
市町村介護保険相談窓口 (高齢・障害支援課)	中区: 電話番号 045-224-8163 磯子区: 電話番号 045-750-2494 南区: 電話番号 045-341-1138 利用時間 9:00～17:00(月～金)
神奈川県国民健康保険団体連 合会・介護保険課介護苦情相談 係	電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30～17:15(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

10 当法人の概要

法人の名称	医療法人社団 山本内科クリニック たんぽぽ訪問看護ステーション
代表者名	山本 光一郎
所在地	〒231-0806 横浜市中区本牧町 2-364 山本歯科ビル 1 階
電話	045-629-6531
業務の概要	訪問看護
事業所数	1

11 その他(第三者評価実地について)

・第三者評価実地の有無・・・なし

・実地した直近の年月日:

・実地した評価機関名:

・評価結果の開示状況:

居宅サービス契約書

事業者：医療法人社団 山本内科クリニック たんぽぽ訪問看護ステーション

第1条(サービスの目的及び内容)

- 1 当事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、訪問看護サービス説明書に記載のとおりです。

第2条(契約の有効期間)

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から 令和 年 月 日までとします。
- 2 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同じ条件で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条(個別サービス計画等)

- 1 当事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、必要となる「訪問看護計画書」を作成し、これにしたがって計画的にサービスを提供します。「訪問看護計画書」を作成した場合には、利用者に説明の上、提出します。
- 2 当事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。
- 3 当事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条(身体的拘束等の禁止)

- 1 当事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、当事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、「看護記録」等に記録します。

第5条(サービス提供の記録等)

- 1 当事業者は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 当事業者は、毎回、前項のサービス内容などの必要事項を書面で記録し、報告致します。
当事業者は、第1項及び前項の記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、自費負担により、その写しを交付します。

第 6 条(利用者負担金及びその滞納)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、当事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく当事業者に支払うべき利用者負担金を 3 ヶ月分以上滞納した場合には、当事業者は 1 ヶ月以上の期間を定めてその支払を催告し、期間内に支払いがない場合には、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 当事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第 7 条(利用者の解除権)

利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- 1 事業者が正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしたに場合。
- 2 事業者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合。
- 3 事業者が、利用者の身体・財産・名誉を傷つけ、また著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

* 利用者は、少なくとも 7 日前までに当事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

第 8 条(事業者の解除権)

事業者は、利用者が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為(暴力・暴言・ハラスメント等)をなした際には即刻契約解除することがあります。また事業者による再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この訪問看護サービス利用契約の目的を達することが困難となった時は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約書を解除することができます。この場合には、当事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は、利用者が住所を有する市町村に連絡をとり、必要な措置を講じます。

第 9 条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- 1 第2条の規定により、事前に更新の合意がなされず、契約の有効期限を満了したとき。
- 2 第6条の2項の当事業者からの解除の意思表示がなされたとき。
- 3 第7条の利用者から解約の意思表示がなされたとき
- 4 第8条の規定により当事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 5 次の理由で利用者がサービスを提供できなくなったとき。

- ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
- ② 利用者について要介護認定が受けられなかったとき。
- ③ 利用者が死亡したとき。
- ④ その他、当事業者の継続が困難になったとき。

＊暴言 暴力 ハラスメント等で信頼関係が継続できなくなった場合も含む

第 10 条(事故時の対応等)

- 1 当事業所は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行ないます。
- 2 当事業所は、サービス提供にあたっては利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 11 条(秘密の保持・守秘義務)

- 1 当事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 当事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条(苦情対応)

- 1 利用者は提供されたサービスに関して苦情がある場合には、当事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 当事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明記し、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いもいたしません。

第 13 条(虐待防止について)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定
虐待防止に関する責任者：管理者
- 2 成年後見制度の利用を支援します
- 3 苦情解決の体制を整備しています
- 4 従業者に虐待防止及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実地しています
- 5 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに市町村に通報致します。